



第 1 部

総 論

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

わが国の総人口は総務省の推計によると、令和2年10月1日現在、約1億2,588万人となっており、そのうち高齢者人口は3,619万人を占め、高齢化率は28.7%と、高齢者が4人に1人を上回る人口構成となっています。

本市においては、令和2年10月1日現在で総人口は50,396人となっており、そのうち高齢者人口は14,737人を占め、高齢化率は29.2%となっています。

将来的には、令和7年（2025年）にはいわゆる団塊の世代*がすべて75歳以上となり、令和22年（2040年）にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となるため、今後、さらに高齢化は進展していくことが予測されます。

「介護保険制度」は、高齢者の介護を社会全体で支える制度として、平成12年に創設され、20年が経ちました。現在、介護保険サービスの利用者は制度創設時の3倍を超え、550万人に達しており、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきている状況です。

こうした社会情勢を踏まえ、第7期計画では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた取組とともに、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化を図ってきました。

令和22年（2040年）に向けて、高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者の増加も予測され、介護サービスへの需要はさらに増加・多様化する一方、生産年齢人口の減少が予測されることから、高齢者及び介護を支える人的基盤の確保が必要となります。また、近年における自然災害や新型コロナウイルスなどの感染症においては、社会的弱者となる高齢者を守るために体制整備を進めることができます。

こうした中、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月に成立し、包括的支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備と地域包括ケアシステムを基盤とした地域づくり等の一体的な取組の下、地域共生社会の実現を図ることとされています。

このような背景から、令和7年（2025年）、令和22年（2040年）を見据えた中長期的展望を踏まえながら、高齢者福祉分野のみならず、あらゆる分野との連携・協働を図りながら、地域共生社会の実現という大きな枠組みの中で、高齢者福祉分野の中心となる地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図るため、高齢者本人による取組である「自助」、地域における住民同士の支え合いである「互助」、自助を支えるための社会連携による医療と介護保険サービスである「共助」、市の責任で行う「公助」の視点を踏まえ、令和3年度から令和5年度の3年間を計画年度とする「小美玉市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。

第2節 計画の性格等

1. 計画の法的根拠

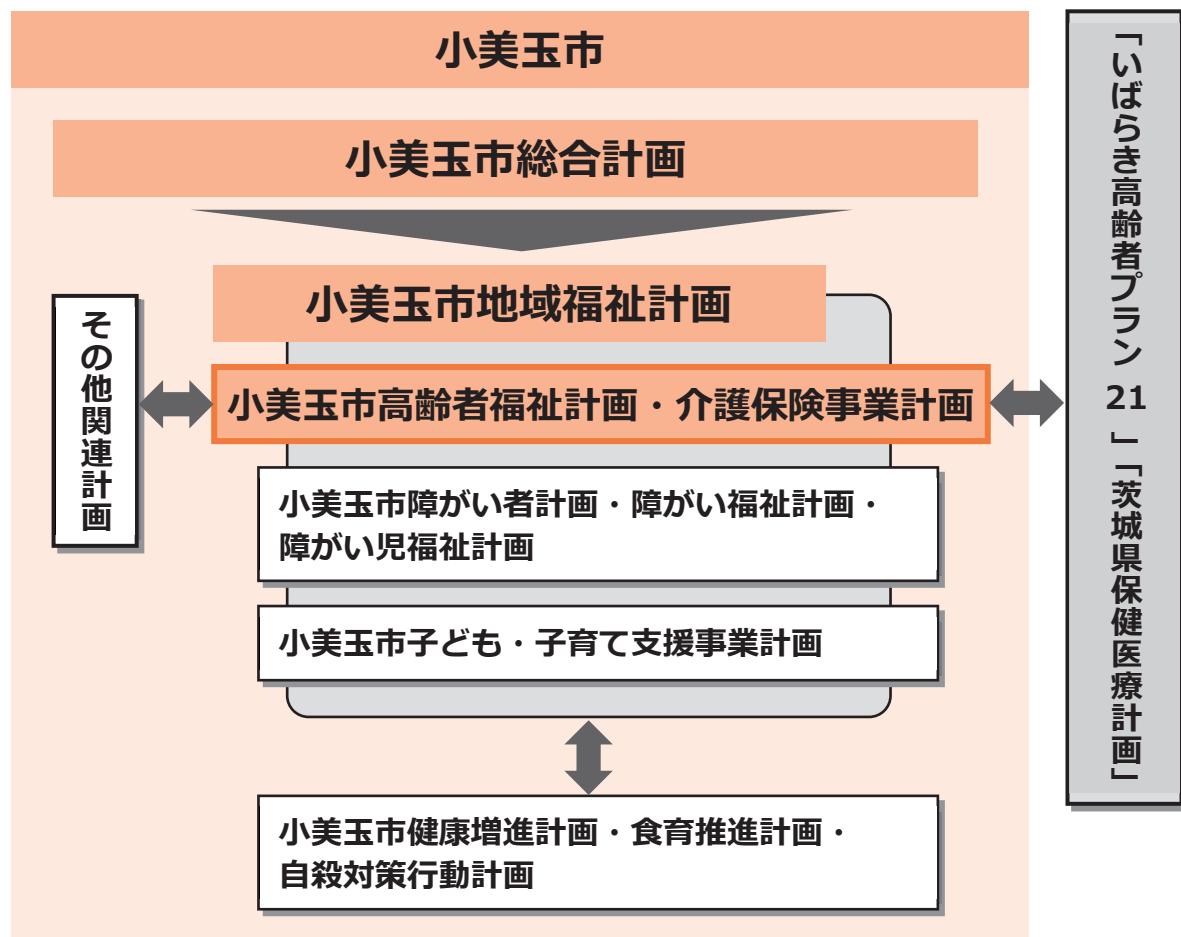
本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条第1項に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体のものとして策定したものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、本市の高齢者福祉施策に関する総合的計画として、本市の特性を踏まえるとともに、最上位計画である「小美玉市総合計画」と整合・調和した計画です。

また、福祉部門の上位計画として「小美玉市地域福祉計画」を位置づけ、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画及び子ども・子育て支援事業計画、健康増進計画・食育推進計画・自殺対策行動計画をはじめとする、関連計画との整合を図り策定しました。

さらに、茨城県高齢者福祉計画・茨城県介護保険事業支援計画「いばらき高齢者プラン21」及び「茨城県保健医療計画」との整合を図り策定しました。

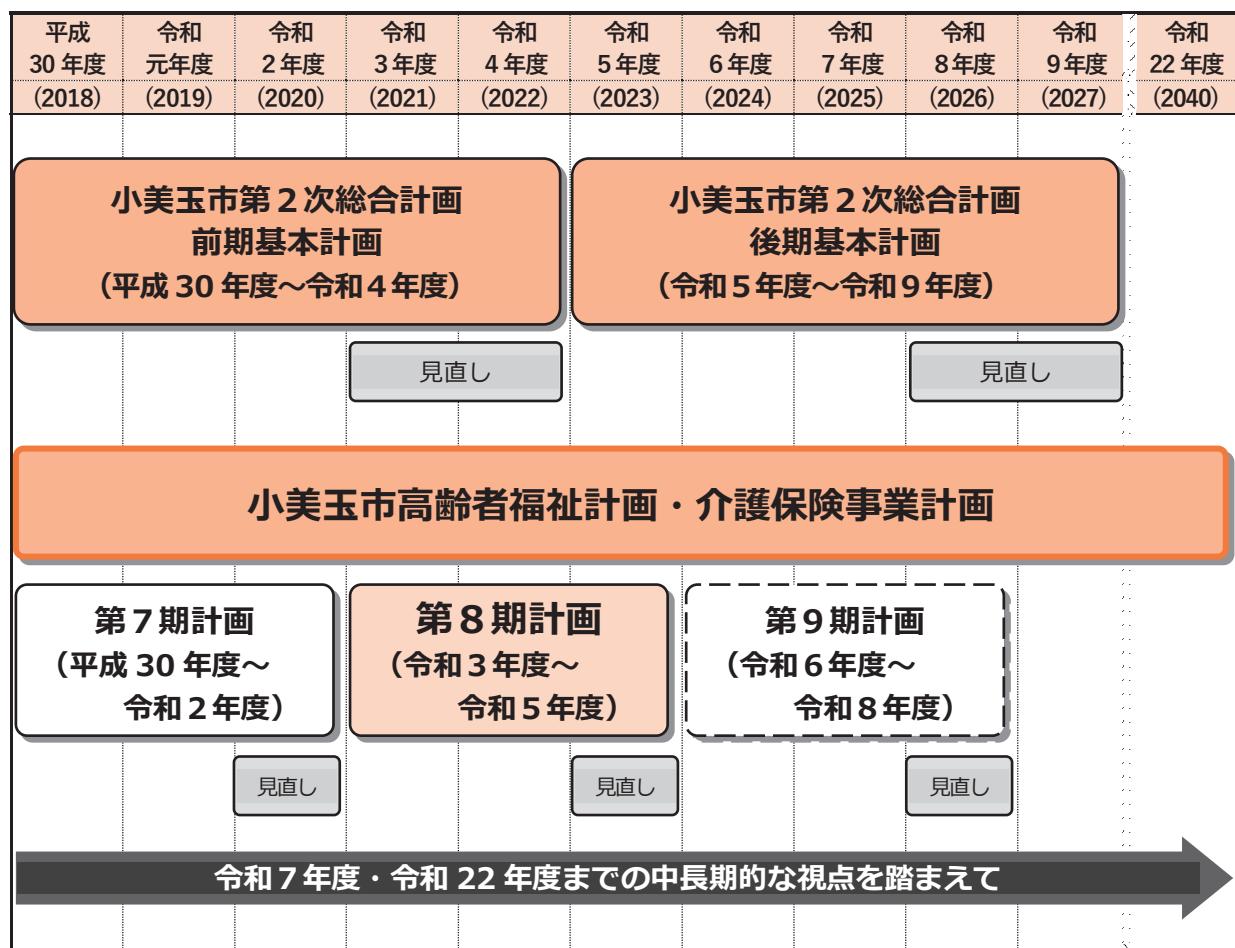


第3節 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度の3年間を計画期間として策定しました。

なお、本計画では令和7年（2025年）及び令和22年（2040年）までの中長期的な視点を踏まえた計画として策定しています。

本計画は、3年ごとに見直しを行うことになっているため、次期計画（第9期計画）は令和5年度に計画の策定を行います。



第4節 計画策定体制

1. 運営協議会の設置

本計画の策定にあたっては、利用者の実態に応じた計画を策定するために、被保険者の代表、市民団体等の代表、高齢者の保健・医療及び福祉関連の実務経験者など各層の関係者の参画による「小美玉市介護保険等運営協議会」によって、継続的な審議・検討を行いました。

2. 行政内部の連携体制

介護福祉課を中心に、庁内の関係課の各担当部門との連携を図り、運営協議会との連携・調整を行いました。

3. アンケート調査の実施

市民の健康状態や日常生活の状況及び福祉サービス等における利用状況等を把握し、今後の施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に、令和2年1月10日から令和2年2月19日までを調査期間とした「小美玉市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「小美玉市在宅介護実態調査」を実施しました。

4. 地域包括ケア「見える化」システムによる分析

都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するために、厚生労働省において導入されている情報システムです。介護保険に関連する情報等、様々な情報が本システムに一元化されており、地域間比較等による現状分析から、本市における課題抽出や将来推計による介護サービス見込量の算出を行いました。

5. パブリックコメントの実施

「小美玉市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」の計画案を市民や高齢者福祉施策の関係者に広く公表し、計画案に対するご意見を募集するためにパブリックコメントを実施しました。

○募集期間：令和2年12月18日（金）～令和3年1月18日（月）

○公表方法：本庁舎玄関ロビー、小川総合支所玄関ロビー、玉里総合支所玄関ロビー、市ウェブサイト（ホームページ）

第5節 第8期計画における主な視点と取組

1. 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正

第8期計画の策定にあたり、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）の改正が行われました。第8期計画において充実を図る主な項目として、以下の点が掲げられています。

（1）2025年・2040年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備

団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）及び、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）のサービス需要の見込みを踏まえた介護サービス基盤の整備が重要であるとともに、高齢者単独世帯や夫婦のみ世帯の増加、認知症高齢者の増加が見込まれるなど、介護サービス需要はさらに増加・多様化することが想定される一方、現役世代の減少が顕著となることから、高齢者及び介護を支える人的基盤の確保が重要となります。

（2）地域共生社会の実現

令和22年（2040年）を見据えて、また、地域共生社会の実現を目指して、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて、介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていくことが必要です。

（3）介護予防*・健康づくり施策の充実・推進

■自立支援、介護予防・重度化防止の推進

自立した日常生活の支援、介護予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止のため、ボランティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加の促進など、地域の実態や状況に応じた様々な取り組みを行うことが重要となります。支援においては、効果的・効率的な取組となるよう、「PDCAサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他事業との連携」を進めることが重要となります。

また、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加でき、また、高齢者のフレイル*状態を把握した上で、適切な医療サービス等につなげることによって、疾病予防・重症化予防の促進を目指すことが重要であり、さらには、要介護者等がその能力に応じ自立した日常生活を営むためには、要介護者等に対するリハビリテーションに係るサービスが計画的に提供されるよう取り組むことが重要となります。

■保険者機能強化推進交付金等の活用

各種取組においては、国の保険者機能強化推進交付金・介護保険者努力支援交付金を活用して、地域支援事業*、市町村特別給付、保健福祉事業を充実し、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等の必要な取組を推進し、一層の強化を図ることが重要となります。

(4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県と市町村間の情報連携の強化

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、将来に必要な介護サービス基盤の整備量の見込みを適切に定めるとともに、質の確保を図るために、都道府県と連携してこれらの設置状況等、必要な情報を積極的に把握することが重要となります。

(5) 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

令和元年6月18日に制定された「認知症施策推進大綱」に沿って、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進する基本的な考え方の下、次の①から⑤に掲げる柱に沿って認知症施策を推進することが重要となります。

具体的な施策の5つの柱

①普及啓発・本人発信支援

- 企業・職域での認知症サポーター養成の推進
- 「認知症とともに生きる希望宣言」の展開 等

②予防

- 高齢者等が身近で通える場「通いの場」の拡充
- エビデンス*の収集・普及 等

③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- 早期発見・早期対応の体制の質の向上、連携強化
- 家族教室や家族同士のピア活動*等の推進 等

④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

- 認知症になっても利用しやすい生活環境づくり
- 企業認証・表彰の仕組みの検討
- 社会参加活動等の推進 等

⑤研究開発・産業促進・国際展開

- 薬剤治験に即応できるコホート*の構築 等

(6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化

市町村は保険者として地域で取り組みを進める立場から、必要な介護人材の確保のため、総合的な取組を推進することが重要であり、その際には、地域の関係者とともに、①介護職員の待遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備等へ一体的に取り組むことが重要となります。また、業務の効率化の観点からは、介護現場におけるＩＣＴ^{*}の活用を進めるとともに、介護分野の文書に係る負担軽減を図っていくことが重要となります。

(7) 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、次の取組を行うことが重要となります。

- ①介護事業所等と連携し防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練を実施すること
- ②関係部局と連携して、介護事業所等における災害や感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制をあらかじめ整備すること
- ③都道府県、市町村、関係団体が連携した災害・感染症発生時の支援・応援体制を構築すること

2. 関連法の改正

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月5日に成立し、同月12日に公布されました。

地域共生社会の実現を図るために、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から所要の措置を講ずるものであり、主な改正の内容は、以下のとおりとなっています。

- ①地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援【社会福祉法、介護保険法】
- ②地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進【介護保険法、老人福祉法】
- ③医療・介護のデータ基盤の整備の推進【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】
- ④介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】
- ⑤社会福祉連携推進法人制度の創設【社会福祉法】